

四日市市選管告示第11号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域ごとに指定在外選挙投票区を次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第23条の2第2項の規定により告示する。

平成29年9月1日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

衆議院小選挙区選出議員の選挙区	指定在外選挙投票区
三重県第二区	四日市市塩浜第一投票区
三重県第三区	四日市市中央第五投票区

(選挙管理委員会事務局)